

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る県営住宅施設等  
目的外使用許可事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 7 月豪雨による被災者が県営住宅施設等の一時使用を希望した場合の取扱いを適正かつ合理的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、被災者とは、平成 30 年 7 月豪雨により住宅を被災した者又は道路が寸断され孤立状態となったため自宅での居住が困難となった者で、市町村が発行する罹災証明書等により当該事実を確認することができる者をいう。

(許可の取扱い)

第 3 条 被災者に対する一時使用の許可は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく目的外使用許可とする。

(被災者が行う許可の申請)

第 4 条 被災者は、県営住宅施設等の一時使用の許可を受けようとするときは、別記第 1 号様式による被災者用県営住宅施設等一時使用許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。ただし、申請日に罹災証明書等を所持していないときは、入居後 3 月以内に罹災証明書等を提出することをもち足りるものとする。

- (1) 罹災証明書等の写し
- (2) 誓約書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(審査)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請があった場合においては、内容を審査した上で、県営住宅施設等の一時使用を許可するときは、別記第 2 号様式による県営住宅施設等一時使用許可書により当該被災者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第 6 条 被災者が一時使用する県営住宅施設等の使用料は、高知県財産条例（昭和 39 年高知県条例第 37 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき免除する。

(一時使用の期間)

第7条 被災者が使用する県営住宅施設等の一時使用の期間は、許可した日から起算して6月以内とする。ただし、被災者からの申請に基づき、知事が必要であると認めるときは、6月ごとに一時使用の期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定に基づき、被災者が県営住宅施設等の一時使用の期間の延長を受けようとするときは、別記第3号様式による県営住宅施設等一時使用期間延長申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合においては、内容を審査した上で、県営住宅施設等の一時使用の期間の延長を許可するときは、別記第4号様式による県営住宅施設等一時使用期間延長許可書により当該被災者に通知するものとする。

(明渡しの届出)

第8条 県営住宅施設等の一時使用の許可を受けた被災者は、県営住宅施設等を使用する必要がなくなった場合は、速やかに別記第5号様式による県営住宅施設等明渡届出書により知事に届け出なければならない。

(明渡し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、県営住宅施設等の一時使用の許可を取り消し、県営住宅施設等の明渡しを請求することができる。

(1) 申請書に虚偽の記載があったことが判明した場合

(2) 被災者が誓約書の内容を履行しなかった場合

(3) 被災者が一時使用の許可条件に違反した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が県営住宅施設等の管理上支障があると認めた場合

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、県営住宅施設等の目的外使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。